

埼玉協発第 11 号
令和 8 年 4 月 9 日

埼玉県トラック協会
支 部 長 各 位

(一社) 埼玉県トラック協会
交通対策委員会
委員長 橋本龍太郎



令和 8 年度 支部実施による交通安全研修会等に係る助成事業について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、当委員会の事業活動におきましては、格別なるご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和 8 年度の支部における交通安全研修会等に係る助成金交付事業を交付要綱に基づき行います。

従前は、参加者数が 50 人に満たない場合は 5 万円を助成させて頂いておりましたが、今年度より、参加者数に関わらず 10 万円を助成させて頂きます。

つきましては、助成金交付要綱等を同封させていただきましたので、実施される支部におかれましては、事前の計画書の提出及び実施後の実績報告をご郵送下さいますようお願い申し上げます。

敬具

本件に関するお問い合わせ先
交通安全部 石川
電話 048-645-2771

支部実施の交通安全研修会等に係る助成金交付要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、協会支部が実施する交通安全に係る研修会等において、その経費の一部を助成することを定めるものとし、もって支部活動の活性化を促すことを目的とする。

(助成の対象事業)

第2条 助成の対象とする支部実施の研修等については、次の各項に定めるものとする。

- (1) 従業員を対象とし交通安全に係る研修
- (2) 交通事故防止のためのコンクール
- (3) 交通事故防止を図る事業のうち協会が認めるもの

(助成する経費の限度)

第3条 協会が助成の対象とする経費は、事業を実施するに要する費用のうち、別に定めるものとする。

2 1回の助成額は10万円以内とし、支部ごとに年総額20万円以内とする。

なお、同種の研修会等に対する助成は、年1回とする。

(計画書の提出)

第4条 この要綱による研修会等を実施しようとする支部は、様式1による実施計画書を作成し、協会に提出するものとする。

2 協会は、計画書を確認するとともに、必要により研修等の実施について支部に指示することができるものとする。

(実施報告書)

第5条 支部は、研修会等の実施後すみやかに様式2により協会に報告書を提出するものとする。

2 協会は、報告書を審査し、妥当と認めたときは、助成額を決定し支部宛に交付するものとする。

附則 この要綱は、令和8年4月1日以降実施された事業について適用する。

(令和8年4月1日変更点)

旧	新
<p>(助成する経費の限度)</p> <p>第3条 協会が助成とする経費は、事業を実施するに要する費用のうち、別に定めるものとする。</p> <p>2 1回の助成額は10万円以内とし、支部ごとに年総額20万円以内とする。</p> <p>ただし、参加者が50人に満たないときは、5万円以内とする。</p> <p>なお、同種の研修会等に対する助成は、年1回とする。</p>	<p>(助成する経費の限度)</p> <p>第3条 協会が助成とする経費は、事業を実施するに要する費用のうち、別に定めるものとする。</p> <p>2 1回の助成額は10万円以内とし、支部ごとに年総額20万円以内とする。</p> <p>なお、同種の研修会等に対する助成は、年1回とする。</p>

支部実施の交通安全研修会等に係る助成交付運営要領

(平成24年7月10日 交通環境対策委員会)

第1 要綱第2条の(3)の協会で規定する協会で認めるものとは、学校における児童・生徒を対象とした交通安全教育の実施並びに他団体への参加協力とする。

第2 要綱第3条に規定する対象経費は、次に掲げるものとする。

- 1) 講師手当
- 2) 会場借上げ料
- 3) 研修資材借上げ料
- 4) 消耗品費(通信費・印刷費、交通安全の啓蒙品等、その他必要と判断される費用)

※助成金につきましては、運輸振興助成交付金を使用いたします。